

<p>廃止の可否</p>	<p>特殊法人としての宇宙開発事業団は廃止して、他の宇宙二機関と統合。事業は、統合後の新法人に移管。</p> <p>&lt; 1 . 統合後も実施すべき事業 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・宇宙開発事業団は、宇宙開発委員会の議決を経て主務大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づき事業を実施しているところ。</li><li>・宇宙開発事業団の主な事業としては、( 1 ) ロケット開発事業、( 2 ) 人工衛星開発事業、( 3 ) 宇宙環境利用総合推進事業があげられるが、各事業の必要性は以下のとおり。</li></ul> <p>( 1 ) ロケット開発事業</p> <p>ロケット開発は、高度なシステム技術を駆使して実現される先端技術の集積であり、開発規模も大きく、その高い開発リスクや収益性の観点等から、国が開発を引き続き行うことが必要。</p> <p>H - A ロケット等の技術が確立された後は、速やかに民間に技術移転を行い、その後の運用は民間主体で行わせる予定。</p> <p>今後、宇宙開発事業団は、次世代の先端的・先導的な宇宙輸送システム( 増強型、再使用型 ) の研究開発、宇宙輸送システムの安全性・信頼性の向上に係る研究等に重点化して実施。</p> <p>諸外国( 米、欧、ロシア等 ) においても、リスクの高い新型ロケット開発、発射場の維持等は基本的に公的機関により実施。</p> <p>( 2 ) 人工衛星開発事業</p> <p>) 通信・放送</p> <p>宇宙開発事業団は、昭和 50 年代から、現在の衛星通信サービス、BS 放送の基礎を確立した実験用中容量静止通信衛星、実験用中型放送衛星等の衛星開発を行ってきたが、これらの衛星開発に携わることによって同分野について高い技術能力を獲得した民間企業等が主体となって、衛星通信サービスやBS 放送が広く実用化されている。</p> <p>事業団は、引き続き、衛星間通信技術、超高速大容量衛星通信技術に係る研究等、先端的な技術開発・研究に重点化して実施。</p> <p>) 気象観測・地球観測</p> <p>気象分野については、昭和 50 年代から静止気象衛星「ひまわり」をはじめとする衛星開発を進めてきたが、現在は、事業団は同分野の技術開発を全く行っておらず、これらの衛星開発に携わることによって同分野について高い技術能力を獲得した気象庁による気象観測や、民間企業による気象予報情報サービス等が実用化されている。</p> <p>一方、地球環境保全等に係わる地球観測衛星については、公益性が高く、開発リスクや収益性の観点から国が開発を行う必要がある。</p> <p>) 先端衛星技術</p> <p>人工衛星の基本的機能、制御、製造等に係わる先端的な技術は、全ての衛星開発の基盤となる技術であり、開発規模も大きく、開発リスクも高いことから、今後とも国が開発を実施することが必要。</p> <p>) 今後の取り組み</p> <p>今後、国は公共性が高く、開発リスクや収益性の観点から民間による実施が困難と思われる以下の分野に重点化して、研究開発を進める予定。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地球環境保全等に係わる地球観測衛星の開発</li><li>・情報通信分野等における先端技術開発に係わる技術試験衛星等の開発</li><li>・国民の安全や安心の確保に係わる情報収集衛星の開発</li></ul> <p>諸外国( 米、欧、ロシア等 ) においても、これらの事業は基本的に公的機関が実施。</p>
--------------	---

	<p>(3) 宇宙環境利用総合推進事業 国際宇宙ステーション(ISS)は、高度 400km に位置する実験、観測、居住等のための多目的施設であり、日・米・欧・加・露の締結している多国間条約の下、実施している人類史上最大の国際科学技術協力プロジェクト(総建設費 4 兆円(露を除く。))うち、我が国は 3,200 億円を負担。) ISSにおいては、宇宙特有の環境を長期間利用し、人類の知的フロンティアの拡大、社会経済への貢献(ポストゲノム研究等、新たな産業の創出)宇宙活動基盤の強化を図る予定。 ISSの建設、運用に必要な巨額の投資とそれに伴う開発リスクや、国際約束の履行を担保するとの観点から、民間による実施は困難であり、各国とも政府機関自らが推進。 但し、ISSの利用の分野においては、積極的に外部の機関の参画を得て、新たな産業創出等を目指した実験の実施をはじめ、教育、文化、商業等の分野における一般利用についても積極的に促進する予定。</p> <p>&lt; 2 . 事業の他の運営主体への移管 &gt;</p> <p>特殊法人としての宇宙開発事業団の事業は、他の宇宙 2 機関(宇宙科学研究所、航空宇宙技術研究所)と統合して設置される新法人に移管する予定。 なお、新法人の在り方については、9月に設置される「宇宙三機関統合準備会議」で検討することとしている。</p>
民営化の可否	<p>新法人の在り方については、今後検討することとしているが、新法人の民営化を考える際には、以下のような条件を検討する必要がある。</p> <p>&lt; 理由 &gt;</p> <p>採算性 宇宙開発事業団の行う事業は、上記のとおり、公共性が高く、開発リスクや収益性の観点から民間による実施が困難と思われる分野に限られていることから、事業費や運営経費等の経常費について国の財政的支援が不可欠である。</p> <p>国の施策との整合性 宇宙開発事業団は、宇宙開発委員会の決定した中長期戦略に基づき研究開発を推進しており、このような国の意図の反映、国の政策との整合性が確保されることが必要。</p> <p>国際約束の履行 宇宙開発事業団の行う事業には、ISSのように、国際約束に基づき実施されているものがあり、国際約束の履行を担保することが必要不可欠。</p> <p>安全保障 宇宙開発事業団が行う事業には、情報収集衛星のように、国の安全保障に係わる事業があり、国の機密情報を取り扱う必要があるとの観点から守秘義務等の規程を設けることが必要不可欠。</p> <p>宇宙三機関統合 宇宙開発事業団は、上記のとおり、大学共同利用機関である宇宙科学研究所、独立行政法人である航空宇宙技術研究所と統合に向けて、検討を開始することとしており、今後、大学共同利用機関や独立行政法人の両機関の役割までも、民間企業で担うことは極めて困難であり、統合と併せて検討することが必要。</p>

以上の条件に照らし、行革事務局から示された民営化3類型について検討すると以下のとおりであり、民営化は困難である。

1. 特殊会社化  
の条件を満たすことは、独立採算性を原則とする通常の特許会社の形態では困難。  
安全保障の観点から、の守秘義務等の規定を設けることが不可欠。
2. 民間法人化  
「国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ない」などの民間法人の定義に対応するの条件を満たすこと、  
かつ～の条件を満たすことは不可能であり、民間法人化は困難。
3. 完全民営化  
～の条件を満たすことは不可能であり、完全民営化は困難。

廃止の可否

< 1 . 事業を純粹に廃止できない理由 >

- ・ 廃止は次のような理由により困難。
- ・ 「知の世紀」といわれる21世紀において、科学技術は、新たな知を創造するとともにその活用により国民の生活や経済活動を持続的に発展させていくものとして、その役割は益々重要となっている。このため政府においては、科学技術創造立国の実現を目指し、平成13年度から17年度までの政府研究開発投資を24兆円とする等の政府の取組みの総合戦略を定めた科学技術基本計画を本年3月30日に閣議決定したところ。
- ・ 科学技術振興事業団は、科学技術基本計画に示された目標達成のため、科学技術振興のための基盤の整備を図るとともに、産学官各界の研究ポテンシャルを活用して、新技術の創製に資する基礎的研究及び新技術開発や国の研究成果を社会へ還元するための事業等を実施している。即ち、科学技術振興事業団の事業は、科学技術創造立国を目指した我が国の科学技術振興システムの総合的実施機関としての事業であり、これを廃止することは不適切である。
- ・ 科学技術振興事業団は、個別分野の研究を実施する機関ではないが、科学技術基本計画等に沿って、産学官の研究ポテンシャルを活用しつつ、研究等を進めており、その活動の結果として、科学技術振興事業団は平成11年、12年と2年間連続で世界の代表的科学論文誌「ネイチャー」への掲載件数で国内第1位となるなど顕著な成果を挙げており、その活動は高く評価されている。
- ・ 個々の事業についての必要性等は以下のとおり。
  - (1) 基礎的研究事業  
我が国の新たな発展の源泉となる新技術の創製、新たな科学技術領域の開拓等を目指すものであり、科学技術振興に関して国が実施する事業を定めた「科学技術基本計画」においても競争的資金の量的な拡大等が求められている。
  - (2) 新技術開発事業  
国の研究成果の産業界への技術移転を一層促進するために不可欠であり、「科学技術基本計画」において公的機関から産業への技術移転の環境整備、公的機関の研究成果を活用した事業化の促進等が求められている。
  - (3) 科学技術情報の流通・提供事業  
科学技術に関する研究開発の基盤として不可欠であり、「科学技術基本計画」において研究情報基盤の整備が求められている。
  - (4) 科学技術理解増進事業  
国民の科学技術に対する興味・関心を育てるとともに優れた科学技術系人材の育成のために不可欠であり、「科学技術基本計画」において、科学技術に関する学校教育から、国民の科学技術に対する理解の増進まで取組みの強化が求められている。
  - (5) 研究交流事業及び研究支援事業  
我が国の研究開発活動を支える重要な役割を担っており、「科学技術基本計画」において、境界領域や異分野融合領域における研究の推進、また国際交流等の研究者の交流を重視すること、さらに支援業務について特殊法人が所要の人員を提供する方式等により確保することとされている。

< 2 . 事業を他の運営主体に移管できない理由 >

- ・ ポストドクトラル制度の質的充実等が求められている現状を踏まえつつ、事業のより一層効率的な実施を図る観点から、科学技術振興事業団の特別重要研究推進事業及び国際特定重要研究推進事業について、平成14年度より日本学術振興会の特別研究員事業及び海外特別研究員事業に統合し、科学技術振興事業団の事業としては廃止。
- ・ それ以外の事業の移管は、次のような理由により困難。なお、諸外国においても、このような事務事業を行う機関は、国の行政機関とは別の公的機関として設けられている。

	<p>(1) 国又は地方公共団体への移管          研究開発事業の運営に当たっては、高度な専門的知見を有する者が、研究評価、研究管理、研究動向分析等を絶え間なく実施していく必要がある。国に事業を移管する場合には、こうした専門人材を大量に国において確保するなどの相当の実施体制の整備が必要であり、行政改革の趣旨にも反することとなる。また、科学技術振興事業団は我が国全体の科学技術の振興を担っており、特定の地方公共団体へ移管することは現実的でない。</p> <p>(2) 民間企業への移管          科学技術振興事業団は、科学技術基本計画に示された科学技術の振興基盤の整備を総合的に実施する我が国唯一の機関である。また、基礎的研究業務、新技術開発業務等の実施に当たっては、競争的環境の下で行う研究課題や研究者の選考については中立・公正な立場から実施する必要があり、かつ、試験研究の実施に当たっては中立の立場で産学官の研究者や研究シーズ等のコーディネートを行う必要があるため、中立性・公正性が制度的に担保される公的な研究機関により事業を遂行することが不可欠である。(民間企業で実施できない理由については、民営化の可否の欄も参照。)</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>民営化を考える際には、以下のような条件を検討する必要がある。</p> <p>採算性          科学技術振興事業団の事業の性格上、数年に亘る取組みの成果は、後世代の有形無形の資産として社会還元されるものであり、直接かつ短期的な収益に結び付くものではないことから、これらの事業が安定的な業務運営の下で実施されるためには、国による全面的な財政支援が不可欠である。</p> <p>国の政策との整合性          科学技術振興事業団は、科学技術基本計画に基づき諸事業を実施しており、このような国の意図の反映、国の政策との整合性が確保されることが必要。</p> <p>中立性・公正性          新技術の創製に資する基礎的研究業務、新技術開発業務等の実施に当たっては、競争的環境のもと、中立・公正な立場から最適な研究課題や研究者の選考を実施する必要があり、さらに、試験研究の実施に当たっては中立の立場で産学官の研究者や研究シーズ等のコーディネートを行う必要がある。このため、中立性・公正性が制度的に担保される公的な機関により事業を遂行することが不可欠である。また、基礎的研究業務、新技術開発業務等について、現行の科学技術振興事業団法で規定されている「秘密保持規定」と同様の法的措置を講じることが必要。</p> <p>以上の条件に照らし、行革事務局から示された民営化3類型について検討すると以下のとおりであり、民営化は困難である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特殊会社化              の条件を満たすことは、独立採算性を原則とする通常の特許会社の形態では困難。              また、 の「秘密保持規定」を置くことが必要。</li> <li>2. 民間法人化              「国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ない」などの民間法人の定義に対応する の条件を満たすことかつ              ~ の条件を満たすことは不可能であり、民間法人化は困難。</li> <li>3. 完全民営化              ~ の条件を満たすことは不可能であり、完全民営化は困難。</li> </ol>

<p>廃止の可否</p>	<p>&lt; 1 . 事業を純粹に廃止できない理由 &gt;</p> <p><b>【助成業務】</b></p> <p>1 私立学校は、大学生の約 8 割、高校生の約 3 割、幼稚園児の約 8 割と大きな比重を占めるとともに、それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育研究を展開し、個性豊かで多様な人材を育成し、我が国公教育の普及発展に大きく寄与している。</p> <p>2 このような私立学校の果たす役割の重要性にかんがみ、私立学校教育の振興を図ることは国が政策として責任を持たなければならぬ重要課題であり、私立学校振興助成法の趣旨に沿い、私学助成の充実に努めているところである。</p> <p>3 事業団が行う私立大学等経常費補助金交付等の助成事業は、私立学校振興助成法に基づき、教育研究条件の維持向上や修学上の経済的負担軽減等を目的とするものであるが、このような社会的要請は、現在も将来にわたっても存在し続けるものであり、一定の水準に到達した時点で終了するという性格のものでないため、継続的に大学を支援していくことが必要であり、これを廃止することはできない。</p> <p>また、資金の貸付事業についても、私学振興策の一つとして、私立学校振興助成法の規定に基づき通常よりも有利な条件で実施されるものであり、私立学校に対する施設・設備整備のための中心的プログラムとなっているので、同様の理由から、これを全面的に廃止することはできない。ただし、短期融資については、民間の融資実態を踏まえ、民間に委ねられる部分は民間に委ねる。</p> <p>4 なお、事業団は、平成 7 年 2 月の閣議決定に基づき、私学振興のための基盤整備を図る観点に立ち、国政上の最重要課題の一つである私学振興のための諸施策を一体的、総合的かつ効率的に推進するため、平成 1 0 年に私立学校教職員共済組合と日本私学振興財団を統合して設立されたものであり、その趣旨からも事業の一部や事業団そのものについて廃止又は民営化することは不適當である。</p> <p><b>【共済業務】</b></p> <p>1 我が国の公教育において大きな役割を果たしている私立学校の振興を図るためには、国公立学校と同様に私立学校に優秀な教職員を確保し、また、安んじてその職責を果たすことができるようにすることが必要である。このため、医療、年金、福祉の分野にわたって私立学校教職員の福利厚生を国公立学校教職員の福利厚生と均衡のとれた充実したものとする必要があり、事業の廃止はできない。</p> <p>2 また、医療給付事業及び年金給付事業は、すべての国民が健康で文化的な生活を営むことを保障する社会保障制度の一環として運営されており、この観点からも事業を廃止することはできない。</p>
--------------	--

< 2 . 事業を他の運営主体に移管できない理由 >

【助成業務】

- 1 私学助成事業の中心である私立大学等経常費補助の実施に当たっては、国の直接的な介入を避け、独自の建学の精神に基づく特性や、その自主性を尊重する必要がある。このような趣旨にのっとり、私立学校振興助成法第11条において、事業団を通じた間接補助が規定されており、国以外の公正な機関である特殊法人の形態は、運営主体として最も適切と考えられてきたところである。  
また、約1,000校の私立大学等を対象とした経常費補助金に係る執行事務量は膨大で、これを円滑に実施するため、事業団では現在37名のスタッフをもってこの事務にあたっているが、これを国に移管するとすれば、執行業務はできるだけアウトソーシングするという行政スリム化の方向に反することになる。  
さらに、文部科学大臣が所轄する全国の私立大学に対する助成事業を地方公共団体に移管することは適当でない。また、私学助成という国が責任を持つべき事業を民間に移管することも適当でない。
- 2 資金の貸付事業については、国や地方公共団体が直接学校法人に資金の貸付けを行うのは適当でなく、特殊法人として、国の文教施策との整合性を図りつつ、経営面及び教育面に関する情報収集業務や指導・助言業務など、他の業務と一体的に実施することが適切である。  
また、長期低利の融資が十分に行われなくなるおそれがあることから、民間に移管することは適当でない。
- 3 なお、事業団では、補助金交付業務、資金の貸付事業、学校法人に対する情報提供、経営相談など私学振興策を総合的に実施しており、これらすべてを移管することはもちろんのこと、この中の一部業務を他の運営主体に移管することは、私学振興策の効率的な実施が妨げられることになるので不適當である。

【共済業務】

- 1 医療給付事業を切り離し、当該学校法人の規模に応じ健康保険等に加入することとした場合には、現状においては保険料率を引き上げることとなるとともに、給付内容は現在よりも悪くなることとなる。このため、国公立学校教職員との均衡のとれた医療給付の確保ができなくなり、ひいては私学振興に支障を生じることとなるため、医療給付事業の移管はできない。
- 2 年金給付事業を切り離し、厚生年金に統合することについては、単に行政改革からの観点だけではなく、長期にわたって私学共済の加入者の利益に影響を及ぼすものであるため、我が国の公的年金制度全体の在り方を踏まえた検討が必要であるが、現時点ではただちに厚生年金と統合するという環境にはないものとする。
- 3 福祉事業は加入者の相互扶助事業として行われているものであり、国が直接事業を実施する性格のものではない。また、利潤の追求が目的ではないという福祉事業の性格に鑑みれば、必ずしも黒字を期待できないものであるため、民間に移管することにはなじまない。

<p>民営化の可否</p>	<p>&lt; 民営化できない理由 &gt;</p> <p><b>【助成業務】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 私立学校振興助成法に基づき、教育研究条件の維持向上、学生・生徒等の修学上の経済的負担の軽減及び経営の安定化のための支援は、国の重要な責務である。この実施主体が民営化されると、他の文教施策との整合性・一体性を確保しながら国の政策目的を実現することができなくなるおそれがある。</li><li>2 私学助成事業の中心である私立大学等経常費補助金の配分事務は、国の文教施策と整合性を確保しつつ実施しなければならない国の重要な施策である。これを、特殊会社へ移管又は完全民営化した場合には、 国が責任を負う業務として実施できない 私立学校における教育研究条件の向上等という国の政策目的が十分に意識されない などの問題がある。 また、民法法人により実施する場合には、 国が責任を負う業務として実施できない 公益法人が国からの補助金等を再補助している場合について見直しを行っている改革の方向に反する などの問題がある。</li><li>3 資金の貸付事業は、私学振興の観点から長期低利で行われているものであり、そのような融資は利益が上がらず、民間では実施するインセンティブが働かない。また、民間では財政融資資金や私学共済の資金を活用することができないので、低利で資金を調達することができない。このように、貸付事業の民営化を図ろうとすれば、長期低利融資が十分に行われなくなるので、私立学校は、経営資金確保のため在校生に過大な経済的負担を強いるか、学校経営上の問題をかかえることになり、国が責任を負うべき私学振興政策上支障をきたすこととなる。</li><li>4 事業団においては、私学助成事業、資金の貸付事業のほかに、研修助成事業、寄付金事業、経営・教育条件情報支援事業など私学振興のために必要な業務を一体的に行っているが、特に、株式会社にゆだねる場合には、これらの事業の施策としての必要性にかかわらず、営利性の薄いものについて切り捨てられるおそれがあり、その結果、総合的な私学振興施策の実施が困難になる。</li></ol> <p><b>【共済業務】</b></p> <p>医療給付事業や年金給付事業は社会保障制度の一環をなすとともに、私学教職員及びその家族の生活の安定と向上を図るものであり、民営化の対象とすることはできない。 また、福祉事業は加入者の相互扶助事業として行われているものであり、利潤の追求が目的ではない。このような福祉事業の性格に鑑みれば、収益性を第一義とする民営化にはなじまない。</p>
---------------	---



廃止の可否

< 1 . 事業を純粋に廃止できない理由 >

育英奨学事業（奨学金）は、我が国の国策として、学資の貸与等を行うことにより、国家・社会に有為な優れた人材を養成するとともに教育の機会均等を図ることを目的として実施されてきたものであり、我が国の経済発展を支え人材大国と科学技術創造立国を実現するために不可欠な事業である。また、憲法第26条において教育の機会均等の趣旨が定められ、教育基本法において「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず経済的理由によつて修学困難な者に対して奨学の方法を講じなければならない」（第3条第2項）と規定されており、今後とも国の責務として行われなければならないものである。したがって、事業の廃止は不可能である。

種々の審議会答申等で「奨学金の充実」が提言されているほか、経済財政諮問会議のいわゆる「骨太の方針」においても、「教育を受ける意欲と能力がある人が確実にこれを受けられるよう、奨学金の充実」が今後の方向性として示されているところであり、経済社会の活性化のために競争原理を徹底する上で、教育の機会均等や社会人のキャリアアップを実現するための社会のセーフティネットとしての育英奨学事業の役割は、今後更に重要性を増していくものと考えられる。

< 2 . 事業を他の運営主体に移管できない理由 >

1 国への移管

日本育英会においては、育英奨学事業の実施事務を担っているが、仮にこれを国が行うこととした場合、企画・立案事務のみを国が担うこととしている行政改革に逆行するとともに、現在483名の職員で業務を行っていることを勘案すれば、業務を実施するためには国の定員を相当数増加させる必要があり、適当でない。

2 民間企業への移管

民間企業への事業の移管については、育英奨学事業の性格上、国の強い政策的関与が必要であることや学生本人を対象とし奨学生の負担をできるだけ少なくすることが必要であることに十分に留意する必要がある。したがって、これを民間会社に要求するためには、利潤を生むための手数料や、種々の教育的配慮を民間会社が行うための実施事務の経費など、国において相当額の更なるコスト負担が必要である。また、これを民間会社（銀行等）に投じることは民間銀行等の利潤確保のための新たな公的財政投入であるという批判を免れ得ないことから、民間会社への事業の移管は適当でない。

3 地方公共団体への移管

高校生を対象とする育英奨学事業については、関係省庁の協力が得られ、以下のような地方公共団体への財源措置や制度的措置等の必要とされる条件整備を進めた上で、移管する方向で検討を進める。

事業に必要な経費を財源措置

事業を実施するための人員措置を可能とする財源措置、及び実施システムについての制度的措置

現在の日本育英会の職員の適切な処遇について政府全体で対応

民営化の可否

【1】育英奨学事業の性質

育英奨学事業は、その性格から、以下の条件を確保することが必要である。

- (1) 育英奨学事業の実施は、憲法・教育基本法上の要請に基づく国の責務であることから、育英奨学事業の資金を国が確保奨学金の事業規模・対象・貸与条件などへの国の強い政策的関与が必要。

- (2) 育英奨学事業は、学生本人を対象とし奨学生の負担をできるだけ少なくすることが事業の根幹である。このため、日本育英会の事業では、下記のとおり種々の教育的配慮を有しており、これらを維持することが必要。

)奨学金を学生本人に対して貸与していること

)在学中無利子であること

)返還期間が長期で、無利子若しくは低利の有利子であること

)死亡・心身障害等により返還が困難な場合の返還免除制度や在学中や災害・傷害等により返還が困難な場合の返還猶予制度を有していること

仮に、民営化して事業として採算が成り立つようにするためには、上記廃止の可否中2のとおり新たなコスト負担が必要となるが、事業の性格から負担を奨学生へ転嫁することはできない。

育英奨学事業の遂行から収益を得ることは趣旨に反するためあり得ないものであり、独立採算をとることはできない。

【2】実施に当たっての具体的な条件

上記【1】の性質から、育英奨学事業の実施に当たっては以下の条件が必要である。

- (1) 現在の育英奨学事業量を安定的に確保するための原資の確保

平成13年度の日本育英会の育英奨学事業費の総額は4,732億円であり、国がその責務を果たしていくためには、今後とも最低限これと同様の規模が実施される必要がある。このような規模の資金を確保するためには、現在の日本育英会のように

政府からの無利子の借入

債券の発行、それに対する政府保証

財政融資資金からの借入

事業の実施に必要な補助金の交付

を期間を限らず可能とする必要がある。さらに、より安定的な事業の実施には

事業を安定的に実施するための基金の創設

が必要である。

また、現在の日本育英会が保有する貸付債権（2兆4千億円）の取扱い及び回収整理組織について併せて検討する必要がある。

(2) 事業の適切な執行の確保

育英奨学事業においては、その貸付債権の回収業務については債務保証制度の導入を含め、適切な債権回収システムの整備が必要である。また、回収できない延滞債権については適切な償却が必要である。

さらに、事業を適切に執行するための組織を整える必要があり、その形態によっては、現在の日本育英会の職員の処遇について政府全体で適切に対応していくことが必要である。

民営化の可否

育英奨学事業は、上記【1】に述べたように、奨学生の負担を可能な限り軽減する必要があるため、収益が見込めず、独立採算がとれない。示された民営化の3類型は困難であるが、上記【2】の条件が満たされ、育英奨学事業の充実が図られるのであれば、現在とは別の法人形態について検討の余地がある。

なお、行革事務局提示の形態による個々の民営化の類型については、それぞれ次のような問題点がある。

1 完全民営化する場合

特別の法律に基づかない一般の株式会社へと「完全民営化」する場合には、特に上記【1】の育英奨学事業の性質からも、また、【2】(1) 原資の確保の要件充足の困難性からも、完全民営化することは不可能である。

2 民間法人に改組する場合

仮に、日本育英会を民間法人に改組する場合には、「行政改革に関する第5次答申」(昭和58年3月臨時行政調査会)で定義する「民間法人」の必須要件である「国又はこれに準ずるものが出資が制度上及び実態上ない」「政府の関与は最小限のもの」とすることは不可能であることから、これらの要件の適用外とする必要がある。

3 特殊会社に改組する場合

上記の通り、育英奨学事業はその遂行によって収益を生じないため、独立採算制を取ることができず、特殊会社になじまないという問題点がある。仮に、特殊会社化するとすれば、国による様々な財政的支援が不可欠であり、これが認められることが必要である。なお、仮に特殊会社となった場合であっても、育英奨学事業が国の責務であることや収益を生じない事業であることから株式の民間への売却は困難である。

<p>廃止の可否</p>	<p>&lt; 1 . 事業を純粋に廃止できない理由 &gt;</p> <p>J R R - 2 (多目的汎用研究炉)を廃炉。原子力基礎研究(公募型研究)については、競争的資金の合理化の観点から、平成14年度から新規採択を取り止め、段階的に廃止しているところ。</p> <p>それ以外の事業の廃止は、次のような理由により困難。</p> <p>日本原子力研究所(原研)は、原子力基本法に基づき原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行う我が国唯一の中核的な総合研究機関であり、原子力の研究、開発利用に関する長期計画(長計)、安全研究年次計画など国の原子力委員会や原子力安全委員会などの策定する計画に基づき研究開発を実施し、これまでに多大の実績を上げてきた。また、その蓄積された知見及び総合性を活かして、平成11年9月のJCO事故などの緊急時における国の危機管理対応にも大きく貢献してきた。このような機能を代替できる他の機関は我が国には存在しないことから、原研が引き続き事業を実施することが必要である。</p> <p>(1)安全研究</p> <p>事故時の安全性や使用済燃料の健全性の検証等の原子力安全研究は、原子炉の安全性の一層の向上、再処理・廃棄物分野の安全性の確認等のために不可欠である。</p> <p>原研は、電力事業者等とは異なる中立的な立場で原子力安全研究を実施している。このため、当該事業を廃止した場合は、国が安全規制を定める際の安全基準の基盤となる中立的な観点からの知見の提供が不可能となり、我が国の安全基準に対する国内外の信頼を損なうことになりかねない。</p> <p>(2)原子力エネルギー研究</p> <p>原子力エネルギー研究は、経済性、安全性、環境適合性に優れた革新的原子炉や核融合エネルギーの開発など、我が国がエネルギーを将来も安定的に確保するために必要である。</p> <p>原研は、当該研究を従来から総合的に進めてきており、高度化された施設、設備を有している。</p> <p>他の機関が、原研と同水準の知見やノウハウ、原子力施設の運転能力を有するようになるには長期の期間と莫大なコストがかかり、また、中長期的な観点からの研究開発、核融合の工学的実証等の実験炉段階の役割は民間には期待できず、原研が引き続き実施することが必要である。</p> <p>(3)放射線利用研究</p> <p>放射線利用研究は、学術や医療、農業、工業などの産業の幅広い分野の振興につながる重要な研究領域である。</p> <p>原研は、その有する各種の施設等を利用して当該研究を行っているが、その範囲は実用性を立証するまでの段階の研究に限定しており、実用化が可能となった技術は民間に技術移転している。また、農業、医療などの分野において他の公的研究機関が行う原子力研究開発においても原研の研究成果が積極的に活用されており、原研による研究が必要である。</p> <p>&lt; 2 . 事業を他の運営主体に移管できない理由 &gt;</p> <p>(1)国又は地方公共団体への移管</p> <p>国への事業移管は、公務員の定員の増加など国の事務処理体制の大幅な拡充につながり、行政改革の趣旨に反する。さらに、組織・人事管理や予算執行に係る国の諸制度の制約により機動的・弾力的な業務運営が不可能となることから、引き続き原研で事業を実施していくことが合理的かつ効率的である。</p> <p>また、原子力の安全やエネルギーの確保などは国の責務であり、原研は国が政策上必要とする研究開発を行うものであるから、その事業の地方公共団体への移管は困難である。</p> <p>(2)民間企業への移管</p> <p>その他の事業については、原研は、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行う我が国唯一の中核的な総合研究機関であり、原研と同水準の研究開発や原子力施設の運転管理能力を有する機関は他に存在しない。また、諸外国も公的研究機関がこのような業務を実施している。</p> <p>(民間企業で実施できない理由については、民営化の可否の欄も参照。)</p>
--------------	---

<p>民営化の可否</p>	<p>民営化を考える際には、以下のような条件を検討する必要がある。</p> <p><b>採算性</b> 原研の研究開発業務は、そもそも事業の遂行から収益が生まれるものではなく、実用化までに相当長期の期間を要するとともに開発リスクを伴っている。特に、研究炉など、多額の費用と人員、高度の技術を要する先進的研究施設を用いて研究開発を実施している原研の事業は、採算性を期待することが困難であり、事業費や運営経費等の経常費について国の財政的支援が不可欠。</p> <p><b>国の政策との整合性</b> 原研は、原子力委員会の策定する長計や原子力安全委員会の策定する安全研究年次計画などに基づき研究開発を推進することが必要であり、このような国の政策意図が業務運営に反映され、国の政策との整合性が確保されることが条件。</p> <p><b>中立性・公共性</b> 原研が中立的立場から安全研究を実施するためには、機関の存立基盤を確固たるものとし、業務運営に対する個人や私企業等の影響を排除することが必要。</p> <p><b>廃炉、廃棄物管理</b> 研究炉などの原子力施設については、その廃止・解体時に放射性廃棄物の処理・処分などのために相当長期の期間と膨大な費用が必要。</p> <p><b>立地地域との関係</b> 原子力施設の立地には立地地域の協力が不可欠。国の事業として行ってきた研究開発に対し、立地地域が今後の施設の安全確保などに不安を抱くことがないように、今後とも国が責任を持ってその施設の管理、廃棄物の管理等にあたっていく必要がある。</p> <p><b>国際約束との関係</b> 原研は、国際熱核融合実験炉計画（ITER 計画）など、我が国が締結した国際約束のもと、米、仏など22カ国や国際原子力機関（IAEA）など5国際機関との国際協力を行っており、国の監督権の行使や財政措置により我が国の責任において国際約束の確実な履行を担保することが必要。</p> <p>以上の条件に照らし、行革事務局から示された民営化3類型について検討すると以下のとおりであり、民営化は困難である。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 特殊会社化 、 の条件を満たすことは、独立採算性を原則とする通常の特許会社の形態では困難。 の条件については、これまで国の事業ゆえに協力してきた立地地域との関係から、特殊会社での対応は困難。</li><li>2. 民間法人化 「国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ない」など民間法人の定義に対応する の条件を満たすこと、かつ ~ の条件を満たすことは不可能であり、民間法人化は困難。</li><li>3. 完全民営化 ~ の条件を満たすことは不可能であり、完全民営化は困難。</li></ol>
---------------	---

廃止の可否

< 1 . 事業を純粹に廃止できない理由 >

地震国際フロンティア研究については平成13年度で廃止することとしている。  
それ以外の事業の廃止については、次のような理由により困難。

理化学研究所は、科学技術の振興における牽引的役割を担う我が国唯一の自然科学の総合研究所であり、物理学、化学、工学、生物学、医科学などの分野で基礎から応用に至る幅広い研究を行う中核的研究所として、国際的にも高い評価。国内外の優秀な研究者を結集し、機動的かつ柔軟な研究体制の下、これまで多大な実績を上げるとともに、研究成果を広く社会に普及してきた。これらは、科学技術基本計画や総合科学技術会議、科学技術・学術審議会などの国が策定する計画に基づき、研究開発を推進しており、廃止は困難。

(1) 総合研究機関としての特色を活かした基礎的・基盤的研究

総合研究機関としての特徴を活かし、異分野の研究者が有機的に連携することにより、はじめて実施できる境界領域、複合領域における研究や、新たな科学技術シーズを開拓する研究等は、我が国における幅広い科学技術分野に対して、その振興を支えるベースとなるとともに、次世代に対して有形無形の財産を提供する、いわば「未来への先行投資」といえる事業であり、国として継続的かつ安定的に取り組む必要がある。

(2) 国家的重要課題に対する重点的研究

近年、基礎的・基盤的研究をベースに、国の定めた段階毎の目標達成年限に基づき、契約制研究者による機動的かつ柔軟な研究体制で国家的重要課題（ゲノム科学研究、脳科学研究、ミレニアムプロジェクト等）を、我が国における中核的拠点として積極的に実施している。これは、理化学研究所が持つ、研究ポテンシャル及び機動性、柔軟性を最大限に発揮してはじめて可能となるものであり、事業の意義は益々高まっており、一層の充実が必要。

< 2 . 事業を他の運営主体に移管できない理由 >

地震防災フロンティア研究については平成13年度より防災科学技術研究所に移管したうえ、理化学研究所の事業としては廃止。

それ以外の事業の移管は、次のような理由により困難。

(1) 国又は地方公共団体への移管

国への移管は国の事務処理体制の大幅な拡充につながり、行政改革の趣旨にも反することとなる。また、国家的重要課題をはじめとして、国として取り組むべき試験研究を実施しており、地方公共団体への移管は馴染まない。

(2) 民間企業への移管

理化学研究所は、我が国唯一の自然科学の総合研究所として、その特色を活かした境界領域、複合領域における研究を実施するとともに、広範な分野における研究ポテンシャルをベースに、機動的な体制のもとで、国内外の優秀な研究者を結集する研究マネジメントの経験の蓄積を活用し、国の政策の受け皿として国家的重要課題を積極的に実施している。これは、理化学研究所が持つ研究ポテンシャル及び機動性、柔軟性を最大限に発揮して始めて可能となるものであり、他に同様の機関がない。

(民間企業で実施できない理由については、民営化の可否の欄も参照。)

民営化の可否

民営化を考える際には、以下のような条件を検討する必要がある。

採算性

理化学研究所の事業は、次世代に対して有形無形の財産を提供し、国民生活の向上等に貢献することを目的として先端的な試験研究を行うものであり、公共性が高く、大きなリスクを伴うとともに、その事業の遂行から十分な収益がうまれるものではない。このため、事業費や運営経費等の経常費について国の財政的支援が不可欠である。

国の政策との整合性

理化学研究所で実施される試験研究は、科学技術基本計画などの国が策定する計画に基づき、国の施策の趣旨が反映できるようにしておく必要がある。

国際約束との関係

理化学研究所は、国際的なプロジェクトである国際ヒトゲノム計画に我が国における中核機関として参画しており、その計画を支える国際的組織であるヒトゲノム国際機構の会長として理化学研究所のプロジェクトディレクターが就任する予定であること等、国際的にも公的な立場が求められており、また、解読後のデータは全て公開することとしているため、今後とも公的機関としての参画が必要不可欠である。なお、タンパク質構造機能解析についても、同様な公的機関の役割が国際的に求められている。

以上の条件に照らし、行革事務局から示された民営化3類型について検討すると以下のとおりであり、民営化は困難である。

1. 特殊会社化

の条件を満たすことは、独立採算性を原則とする通常の特許会社の形態では困難。

2. 民間法人化

「国又はこれに準ずるものが出資が制度上及び実態上ない」などの民間法人の定義に対応する の条件を満たすこと、かつ 及び の条件を満たすことは不可能であり、民間法人化は困難。

3. 完全民営化

～ の条件を満たすことは不可能であり、完全民営化は困難。

<p>廃止の可否</p>	<p>&lt; 1 . 事業を純粹に廃止できない理由 &gt;</p> <p>日本芸術文化振興会の事業は、次の通り我が国の芸術文化の発展・向上のために欠かせないものであり、廃止できない。</p> <p>( 1 ) 国立劇場における我が国古来の伝統的な芸能の保存及び振興 歌舞伎、能楽、文楽等の伝統芸能は、国の重要無形文化財に指定されており、世界に誇る我が国の貴重な文化遺産である。これらの伝統芸能の保存・伝承については、明治以降、民間で行われていたが、戦後になって伝承の危機にさらされるようになったため、昭和41年に国立劇場が設置され、その保存と振興を図ることとなった。 国立劇場が行っている事業を廃止すれば、伝統芸能の保存・継承のための常打の劇場がなくなること、歌舞伎についても保存・継承に必要な「通し狂言」「復活狂言」が上演されないこと、歌舞伎俳優(名題下) 歌舞伎音楽演奏者、能楽三役、文楽技芸員など伝統芸能伝承者が養成されず公演自体の実施が不可能となることなどから、その保存・伝承が困難となる。</p> <p>( 2 ) 新国立劇場における現代舞台芸術の振興及び普及 新国立劇場は、我が国の現代舞台芸術の中核的拠点として、自ら制作した公演を行うことにより、(a) 自前のオペラやバレエ、演劇の制作と世界への発信、(b) 実演を通じた芸術家の育成、(c) 高水準の公演を低廉な価格で鑑賞する機会の提供、を行う目的を有している。 世界の先進諸国は、現代舞台芸術を自主制作するための国立劇場を複数設置している。我が国においても、こうした世界の例に倣い、遅ればせながらも、平成9年、ようやく新国立劇場が開場することとなったものである。 優れた現代舞台芸術を自主制作するためには、オペラやバレエ、演劇それぞれの上演に適した専用の劇場を有し、公演の企画・制作を行うための組織体制を整えること、劇場において十分な準備を重ねて公演することが必要であり、我が国でこのような取組が行えるのは新国立劇場だけである。 新国立劇場が行っている事業を廃止すれば、本格的なオペラ等の自主的な公演の制作を放棄することになり、現代舞台芸術の発展・向上に著しい支障が生じるだけでなく、文化国家としての我が国の国際的な評価を損ねることとなる。</p> <p>( 3 ) 芸術文化振興基金の設置及び運用 芸術文化振興基金は、平成元年、政府出資金500億円、民間出せん金100億円で創設され(現在は、政府出資金530億円、民間出せん金112億円) 芸術団体にはなくてはならない制度として定着し、助成を前提として、意欲的な公演・展示事業を計画することができるようになった。 このように芸術文化振興基金の助成により、芸術文化団体の安定的な芸術文化創造が可能となり、我が国の芸術文化水準の維持向上が図られており、基金の廃止は適当でない。 また、基金は、政府出資金と民間出せん金により構成されており、民間出資者に基金の廃止について了解を取り付けることは極めて困難である。</p>
--------------	--



< 2 . 事業を他の運営主体に移管できない理由 >

- 1 国に事業を移管することについては、国に劇場の管理運営や基金の運用を行う体制が一切ないことから、体制面で行政のスリム化に逆行し、また、事業の効率性などの面でも現状より改善することにはならない。
- 2 地方公共団体に事業を移管することについては、我が国の芸術文化水準の維持向上を図り、国民全体がその受益者となるという事業の性格から適当でない。
- 3 民間企業に事業を移管することについては、次の理由によりできない。
  - (1) 国立劇場における我が国古来の伝統的な芸能の保存及び振興  
近年、歌舞伎や文楽等の観客は減少傾向にあり、青少年をはじめとした新たな観客層の開拓が求められている。このような中で、国が重要無形文化財に指定し、国として保存・継承を図ると決めたものについて、その振興を図るための事業計画の策定（歌舞伎や文楽について言えば「復活狂言」や「通し狂言」、公募による「新作狂言」及び若い観客層を育てるため実施している「歌舞伎鑑賞教室」等を実施すること、能楽について言えば一流一派に偏らず上演すること、等）を民間に委ねる形で民営化することは、国としての責任が果たせない。  
委託できる民間企業が存在しない。
    - a 文楽については、上演に当たっては人形制作者など多数のスタッフが必要なこと、人形を使うという性格上大きな劇場では上演できないことなどから、極めて採算性が低い伝統芸能であり、新たな民間企業の参入は考えられない。
    - b 歌舞伎については、その保存及び振興のためには「通し狂言」、「復活狂言」の上演が不可欠であるが、これらを上演するには長年の関係資料の収集とこれに基づく調査研究が必要であり、民間企業では困難である。
    - c 能楽については、多数の流派が存在し、能と狂言の双方を、一流一派に偏らず上演し、保存・継承するためには公的機関が行う必要がある。
  - (2) 新国立劇場における現代舞台芸術の振興及び普及  
新国立劇場は、芸術家、芸術団体などの創意を最大限取り入れ、かつ民間企業人の協力を得て、活力ある現代舞台芸術を創造するために、その管理運営については、これら関係者により設立された新国立劇場運営財団に既に委託し、民力を活用した効果的な運営に努めてきたところである。  
新国立劇場のような現代舞台芸術発展のための中核的拠点としての劇場の管理運営は、世界中の例を見ても入場料収入ではまかなえず、採算ベースに乗らないため、民間企業に事業を移管すればその目的は達成されない。  
新国立劇場運営財団が現在企業等から幅広く得ている年間7億円にも及ぶ寄付は、民営化すると得られなくなり、経営はより困難になる。  
通年でオペラ、バレエ及び演劇の自主公演を実施できる体制の整っている団体は、新国立劇場運営財団以外に存在しない。
  - (3) 芸術文化振興基金の設置及び運用  
基金の果実の目的に沿った公平な分配を行うためには、公的な機関において基金を保有し、運用する必要がある。  
日本芸術文化振興会に基金が設置されることを前提として寄付した民間出資者の同意を取り付けることは極めて困難。

民営化の可否	<p>&lt; 民営化できない理由 &gt;</p> <p>日本芸術文化振興会が行っている事業は、極めて公共性の高い事業であり、その性質上いずれの事業も採算ベースに乗る可能性は将来的にも見込めない。このことから、国として劇場を持ち、その管理・運営に必要な経費、具体的には、劇場の維持・管理に関する経費、公演等の事業に係る調査研究・企画・制作に関する経費、人材養成に関する経費、舞台芸術に関する経費など経常的経費を国が負担することとしている。このように、これらの事業の実施には、引き続き、国による財政支援が不可欠である。諸外国の国立劇場においても、国から多くの財政的支援を受けて運営されている。</p> <p>また、民営化すれば、我が国には「国立劇場」が存在しないこととなり、我が国の文化の「顔」を失うことになる。</p> <p>なお、民営化する場合の3概念ごとの問題点は以下のとおりであり、いずれも極めて困難である。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 特殊会社として民営化する場合 日本芸術文化振興会の行う国立劇場及び新国立劇場における事業の実施により収益が見込めない以上、劇場の管理運営については、経常的経費への公費による助成が不可欠である。これは、独立採算性を原則とし、経常的経費への国費投入を認めないとする現行の特殊会社の形態では対応できないものである。</li><li>2 民間法人に改組する場合 上記の通り、法人の運営経費等の経常費についても、公費による助成が不可欠である。 このため、仮に、日本芸術文化振興会を民間法人に改組するとしても、「行政改革に関する第5次答申」(昭和58年臨時行政調査会)で定義する「民間法人」の必須要件である「国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ない」とすることは不可能である。</li><li>3 完全民営化する場合 上記の通り、国立劇場及び新国立劇場の管理運営が国費投入になしには成り立ち得ないことから、「完全民営化」することは不可能である。</li></ol>
--------	--

廃止の可否

< 1 . 事業を純粹に廃止できない理由 >

未来開拓学術研究推進事業については、競争的資金の整理・合理化の観点から、平成13年度から新規採択を取り止め、段階的に廃止しているところ。

それ以外の事業の廃止は、次のような理由により困難。

日本学術振興会は、特別研究員制度等による研究者の養成・確保、研究者交流等の学術国際交流の推進、科学研究費補助金の審査・配分業務等、学術振興に関する諸事業を一体的に行っており、我が国の学術振興を担う中核的機関である。平成9年12月26日の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」においても、その事業の重要性に鑑み、「必要な体制の拡充を推進する」とされている。

日本学術振興会が行う諸事業は、我が国が科学技術創造立国の実現を目指し、「科学技術基本計画」の実行に取り組む上で不可欠のものであり、これらの事業を廃止することはできない。

個々の事業についての必要性等は以下のとおり。

(1) 優れた研究者の養成・確保

当該事業は、我が国の学術研究の発展の基盤であり、「科学技術基本計画」においても、ポストドク制度の拡充及び質的充実が求められている日本学術振興会が行う特別研究員制度等は、ポストドクター等1万人支援計画の中核を担っており、事業の一層の充実が必要。

(2) 学術国際交流

当該事業は、日本学術振興会が我が国の代表的機関として、海外の69の学術関係機関との覚書等に基づき、実施しており、今後とも推進することが国際的な観点からも必要。

(3) 科学研究費補助金事業

当該事業は、優れた学術研究を推進し、我が国が知の創造に貢献していく上で不可欠であるとともに、我が国の競争的資金の主要な部分を占めている。「科学技術基本計画」においても、競争的資金全体の量的な拡大が求められており、一層の充実が必要。

< 2 . 事業を他の運営主体に移管できない理由 >

(1) 国又は地方公共団体への移管

特別研究員、科学研究費補助金などの審査・配分業務、研究者の受入れ・派遣及び相手国機関との協議等の業務は、膨大な事務作業が必要であり、仮に国へ移管する場合には、定員措置を含めて、国における事務処理体制の大幅な拡充が必要。特に、科学研究費補助金については、10万件を超える申請に対応するため、平成11年度に一部種目の審査・配分業務を国から日本学術振興会に移管。これにより、審査体制や年間を通じたサービスの充実、補助金の早期交付が実現しており、日本学術振興会で実施した方が、合理的・効率的。

また、学術の振興は科学技術創造立国を目指して国レベルで責任を持って取り組むべきものであり、日本学術振興会の事業は、国の学術政策との関連性・整合性を保ちつつ、全国規模で実施することが必要。

(2) 民間企業への移管

日本学術振興会は、国の学術政策との関連性・整合性を保ちつつ、人文・社会科学から自然科学までの全学問分野にわたって、学術研究の振興を図るための事業を全国規模で実施しており、この種の法人としては我が国唯一の存在であり、他に同様の事業を行っているものはない。

(民間企業で実施できない理由については、民営化の可否の欄も参照。)

<p>民営化の可否</p>	<p>民営化を考える際には、以下のような条件を検討する必要がある。</p> <p><b>採算性</b> 日本学術振興会の行っている諸事業は、我が国の学術研究の発展のため、研究者に対して研究費等を交付するなど、極めて公共性の強い事業であり、その性質上独自の収入が見込めない。したがって、これらの事業が確実に行われるためには、事業費や運営経費等の経常経費について国の全面的な財政支援が不可欠。</p> <p><b>国の政策との整合性</b> 日本学術振興会は、科学技術創造立国の実現を目指し、「科学技術基本計画」も踏まえつつ、学術振興に関する諸事業を実施しており、このような国の意図の反映、国の政策との整合性が確保されることが必要。</p> <p><b>中立性・公正性</b> 公募や審査等において、全国の研究者の信頼が得られるよう、公正性、公平性の確保が必要であるうえに、専門的な審査を行うには全国の研究者の協力が不可欠。また、公的資金である科学研究費補助金等の審査業務、会計上の諸手続及び経費管理は各々の研究者について一元的に行う必要がある、これらの事業に関連して、研究者に対し審査業務等と一体となった相談対応等のきめ細やかなサービスを行うことが肝要。</p> <p><b>対外的信頼の確保</b> 海外のアカデミー等の各国を代表する機関と対等な関係をもって業務を行うには、相手方機関から信頼を得られるに足る我が国を代表する公的機関がこれにあたる必要がある。</p> <p><b>公的資金の適正な執行</b> 間接補助金である日本学術振興会の科学研究費補助金について、現行の日本学術振興会法と同様、研究者に法律違反等の交付決定取消事由が生じた場合、国の直接補助金と同じように、日本学術振興会が研究者に対して、交付決定の取り消し、返還命令、加算金等ができることが必要。</p> <p>以上の条件に照らし、行革事務局から示された民営化3類型について検討すると以下のとおりであり、民営化は困難である。</p> <p><b>1. 特殊会社化</b> の条件を満たすことは、独立採算性を原則とする通常の特許会社の形態では困難。 の条件を満たすことが、特殊会社の形態においても必要。</p> <p><b>2. 民間法人化</b> 「国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ない」などの民間法人の定義に対応する の条件を満たすこと、かつ ~ の条件を満たすことは不可能であり、民間法人化は困難。</p> <p><b>3. 完全民営化</b> ~ の条件を満たすことは不可能であり、完全民営化は困難。</p>
---------------	---

<p>廃止の可否</p>	<p>&lt; 1 . 事業を純粋に廃止できない理由 &gt;</p> <p>核燃料サイクル開発機構（以下、サイクル機構）の業務に関しては、平成10年の動燃改革の際に見直しを行っており、民間で商業化段階を迎えた事業（ウラン濃縮、海外ウラン探鉱、新型転換炉「ふげん」）については、期限を定め順次撤退することになっている。</p> <p>また、軽水炉使用済ウラン燃料の再処理についても、電気事業者との現行役務契約(未処理分116トン)終了後は、新たな役務契約を行わないこととしている。</p> <p>それ以外の事業の廃止は、次のような理由により困難。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・サイクル機構は、原子力委員会が策定する原子力長期計画に基づき、研究開発を推進。</li><li>・サイクル機構が現在主に行っている事業（高速増殖炉、再処理技術開発、高レベル放射性廃棄物処分研究開発）は、我が国のエネルギーセキュリティの向上、核燃料サイクルの確立、これまで原子力発電所の運転等によって発生した廃棄物の処理・処分などの実用化に至るまでの研究開発であり、今後も必要な事業であり廃止できない。</li><li>・個別の事業毎の理由については以下のとおり。</li></ul> <p>(1) 高速増殖炉サイクル技術開発</p> <p>原子力長期計画にもあるように、我が国のエネルギーの長期安定供給に向けて資源節約型のエネルギー技術の開発の中でも有望な技術的選択肢であり、今後も研究開発は必要。なかでも高速増殖原型炉「もんじゅ」については、我が国の高速増殖炉サイクル技術の研究開発の場の中核と位置付けられており、早期に運転再開し発電プラントとしての信頼性の実証と運転経験を通じたナトリウム取扱技術の確立といった所期の目的を達成することが求められている。</p> <p>(2) 再処理技術開発</p> <p>軽水炉使用済ウラン燃料の再処理については、現行役務終了後は、新たな役務契約を行わないこととしているが、その後は六ヶ所村の民間再処理工場の立ち上げのための技術支援が最重要の課題であり、加えて新型転換炉「ふげん」の使用済 MOX 燃料の再処理（未処理分170トン）やプルサーマル計画の使用済 MOX 燃料等の再処理等技術開発を行うことが求められている。</p> <p>(3) 高レベル放射性廃棄物の処分技術の開発</p> <p>高レベル放射性廃棄物の処分の方法の確立及び安全評価方法の確立等安全の確保は国の責務であり、これらが確立しなければ、高レベル放射性廃棄物の処分が実施できなくなることから、これらの研究開発を行うことが求められている。</p> <p>&lt; 2 . 事業を他の運営主体に移管できない理由 &gt;</p> <p>(1) 国又は地方公共団体への移管</p> <p>サイクル機構が行う事業推進にあたっては専門技術者が多数必要であり、このための人員を国の行政組織が保有することは行革の趣旨に反することとなる（サイクル機構の役職員2582名（平成13年度認可定員））。また、サイクル機構は我が国の核燃料サイクルの実用化に向けた研究開発を担っており、特定の地方公共団体への移管は現実的でなく、諸外国でも公的機関がこのような研究開発業務を実施している。</p> <p>(2) 民間企業への移管</p> <p>高速増殖炉の実用化、高レベル放射性廃棄物処分等の研究開発を行う法人としてはサイクル機構が我が国唯一の存在であり、他に同様の事業を行っている法人はない。また、新型転換炉、再処理施設等、サイクル機構の原子力施設については、安全確保の観点から適切な維持・管理を行う必要がある他、これらの施設を将来廃止・解体する際に発生する放射性廃棄物の処分には、長期の期間と多額の資金とが必要であり、国は責任を持って対応していく必要がある。</p> <p>（民間企業で実施できない理由については、民営化の可否の欄も参照）</p>
--------------	---

<p>民営化の可否</p>	<p>民営化を考える際には、以下のような条件を検討する必要がある。</p> <p>採算性 サイクル機構が現在実施している研究開発事業については、将来の我が国のエネルギーの長期安定供給を目指した公益性が高いものであるが、実用化まで長期にわたり、かつ開発リスクもあることから、その事業の遂行自体から短期的に収益が生まれるものではない。このため、事業費や運営経費等の経常費について国の財政的支援が不可欠である。</p> <p>国の政策との整合性 サイクル機構は、原子力委員会が策定する原子力長期計画に基づき、研究開発を推進しており、このような国の意図の反映、国の政策との整合性が確保されることが必要である。</p> <p>廃棄物の管理 サイクル機構が保有し、これまで運転してきた施設を将来廃止・解体する際の放射性廃棄物の処分には、長期の期間と多額の資金とが必要である。これらの放射性廃棄物の処分はこれまで国の事業として行ってきた研究開発に伴って発生したものであり、国は責任を持って対応していく必要がある。</p> <p>立地地域との関係 原子力施設の立地には立地地域の協力が不可欠。国の事業として行ってきた研究開発に対し、立地地域が今後の施設の安全確保などに不安を抱くことがないように、今後とも国が責任を持ってその施設の管理、廃棄物の管理等にあたっていく必要がある。</p> <p>以上の条件に照らし、行革事務局から示された民営化3類型について検討すると以下のとおりであり、民営化は困難である。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1．特殊会社化 ～ の条件を満たすことは、独立採算制を原則とする通常の特許会社の形態では困難。 ～ の条件については、これまで国の事業ゆえに協力してきた立地地域との関係から、特許会社の形態での対応は困難。 したがって、特殊会社化は困難。</li><li>2．民間法人化 「国又はこれに準ずるものが出資が制度上及び実態上ない」などの民間法人の定義に対応する の条件を満たすこと、かつ ～ の条件を満たすことは不可能であり、民間法人化は困難。</li><li>3．完全民営化 ～ の条件を満たすことは不可能であり、完全民営化は困難。</li></ol>
---------------	---

<p>廃止の可否</p>	<p>&lt; 1 . 事業を純粋に廃止できない理由 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 中核的遠隔高等教育機関は必要 近年の経済社会情勢の変化に対応するため学校で学んだ後も生涯にわたって新しい知識や技能を学ぶことがますます大切になると考える者が90%を超えている（総理府調査：平成11年12月）。このような中、放送大学は、幅広い年齢層と様々な職種の学生が全国約87,000人在籍し、卒業生は約18,000人、学んだ国民は延べ約63万人を数え、我が国の生涯学習施策の実施主体となっている。また、全ての国民にいつでも、どこでも放送による大学教育の機会を提供するという放送大学の社会的な使命と役割はますます増大しているとともに、国民の知的水準及び文化水準の向上にも大きく寄与している。</li><li>2 国の教育施策の要請に積極的対応 放送大学は、全ての国民に対し、離職・休職せずに自宅で履修できる機会を全国的規模で提供しているため、国の各種の審議会答申等を踏まえた職業人等の再教育やキャリア開発など、緊急に必要な分野の人材育成に積極的な対応をすることができ、極めて公共的な性格を有している。</li><li>3 大学教育の改善モデル 放送大学は、大学改革が進む中で、放送授業番組や放送教材・印刷教材の公開などを通じ、全国の国公立大学に対して、大学教育改善のモデル的機能を果たしている。また、単位互換協定により、各大学の教養教育等の充実に大きく貢献している。</li><li>4 諸外国も国自ら設置・運営 主要諸国においても、あらゆる年代における教育レベルの向上等を目指し、遠隔高等教育機関は国自らが設置し、運営している。また、平成11年6月のケルン・サミットにおいて、放送等を利用した開発途上国の人々に対する遠隔教育の重要性が強調されたことを踏まえて、放送大学は我が国の遠隔高等教育機関を代表する立場から、国際連携・協力を推進することが要請されている。</li></ol> <p>以上の理由により、全ての国民に、いつでも、どこでも放送による大学教育の機会を提供する放送大学学園の事業は廃止できない。</p> <p>&lt; 2 . 事業を他の運営主体に移管できない理由 &gt;</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 国への移管 放送大学は本来国立大学として設置すべきところ、国は自ら放送を行わないという放送法制上の考え方にかんがみ特殊法人立大学となった経緯がある。このため、国自ら放送事業を行うことが適当とされ、かつ、必要な定員が措置されるということであれば国に移管することはできる。 ただし、国立大学がその設置形態を検討している状況の中、国へ移管することは適切でない。</li><li>2 地方公共団体への移管 全国放送及び学習センターの全国展開をしており、特定の地方公共団体へ移管することは實際上困難である。</li></ol>
--------------	---

民営化の可否

「特殊会社」又は「完全民営化」

教育基本法上「法律に定める学校は、公の性質をもつものであって、国又は地方公共団体の外、法律で定める法人のみが、これを設置することができる」(第6条第1項)と規定され、大学を設置することができるのは、国、地方公共団体、学校法人及び放送大学学園に限定している(学校教育法第2条)。「特殊会社」又は「完全民営化」のためには、これらの法律の改正が必要となるが、このことは我が国学校教育制度の根幹に大きな影響を与える。

「民間法人(学校法人)」

「民間法人(学校法人)」となるためには、次のことが確保されなければならない。

- 1 生涯学習の中核的機関の役割  
我が国の生涯学習の中核的機関として、国の教育施策を担う役割を果たすことができること
- 2 資産の取扱い  
民間法人設立(移譲)時の学園の資産の取扱いについては、
  - (1) 有償譲渡の場合、総額約327億円(平成13年3月現在)出資できる学校法人であること
  - (2) 譲与又は無償貸付の場合、国有財産法に規定する対象範囲に民間法人が該当しないため所要の改正が行われること
- 3 運営費等の補助
  - (1) 運営費の補助  
平成13年度の学園に対する国庫補助率は63.5%であり、他の私立大学に比して極めて高割合の補助を毎年度継続すること  
なお、私立学校振興助成法においては、私学の自主性に配慮し、経常的経費に対する補助率は2分の1以内(放送事業は補助対象外)となっているが、現在の私学助成の補助割合は11.9%(平成11年度実績)と低い。私立学校の健全な発展を支援する文部科学省が、特定の学校法人に高割合の補助をすることには問題がある。
  - (2) 施設・設備費の補助  
老朽化した放送設備等の更新等に伴う多額の施設・設備費に対し、運営費とは別に全額補助すること
  - (3) 学習センター設置・運営の支援  
国立大学の敷地に民間法人の施設を合築したり、建物を共有することが国有財産法上規定されていないため、所要の改正が行われること。また、現在と同様に、国立大学をはじめ、私立大学、地方公共団体からの協力体制を維持すること
- 4 放送局免許の確保  
学園の放送事業は、業務の公共性の高さから、放送法に基づく「放送普及基本計画」の中でNHKと同様の位置付け(民放とは別に規定)がなされ、放送局の免許を取得しているが、民間法人化後も放送局免許が必ず取得できること

以上のことが少なくとも確保されなければ、放送大学学園は民営化できない。放送大学は、国立大学とすべきところ放送法制上の考え方にかんがみ特殊法人立大学となった経緯があり、国立大学改革と同じ方向で検討されるべきである。



廃止の可否

< 1 . 事業を純粋に廃止できない理由 >

日本体育・学校健康センターは、体育の振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、スポーツの競技水準向上等のために必要な援助（スポーツ振興投票、スポーツ振興基金）その設置する体育施設の適切かつ効率的な運営（国立スポーツ科学センター、国立競技場）義務教育諸学校等の管理下における児童生徒等の災害共済給付学校給食用物資の適正円滑な供給等を行っている。

このうち から の事業は公共性も高く、国民の心身の健全な発展に寄与しており、代替する制度もないことから廃止は不可能である。 の学校給食用物資供給業務は、条件を整えば廃止は可能である。

なお、個々の事業についての必要性等は以下のとおりである。

- ( 1 ) スポーツ振興投票は我が国のスポーツ全般の振興を図るための必要な資金を作るため議員立法によって特別に設けられた制度であり、廃止するとスポーツ振興のために必要な資金を得ることが出来なくなり、スポーツの振興に支障をきたすこととなる。
- ( 2 ) スポーツ振興基金は従来からスポーツの国際的な競技水準の向上やその裾野を拡大するための活動に対して、国の出資金と民間からの出せん金を原資とし、その運用益により継続的に助成を行っているものであり、上記（ 1 ）と同様に廃止は不可能である。
- ( 3 ) 国立スポーツ科学センターは我が国にこれまで欠けていた国際競技力向上のためのスポーツ医・科学研究推進の中核機関として、平成 13 年度から事業を開始したところであり、廃止すると我が国の国際競技力向上に向けた重要施策の一部を行うことが困難となる。また、国立競技場については、我が国唯一のナショナルスタジアムであり、それに加えて、国立スポーツ科学センターの実験・実証の場として一体的に利用することとしており、同様に廃止は不可能である。
- ( 4 ) 災害共済給付は、昨今の悲惨な事件を例にとるまでもなく、学校管理下での児童生徒等の災害時等に保護者の負担を軽減するものであり、制度を廃止しその補償をなくした場合、保護者の負担が増大するとともに、学校教育の円滑な実施に支障を生ずる。

< 2 . 事業を他の運営主体に移管できない理由 >

日本体育・学校健康センターの行っている事業は、スポーツの振興から児童生徒の健康の保持増進まで多岐にわたり全国規模で実施しており、他に同様の事業を行っているものはない。

また、仮に事業を国や地方公共団体に移管した場合の問題点は次のとおりである。

( 1 ) 国への移管

センターの行う事業は現実的な実施事務的性格のものが多く、国へ移管すると大幅な定員の拡充が必要となる。これは、先の中央省庁等改革における国の事務の減量・効率化、国の役割の重点化という方針に逆行することとなる。さらに次のような問題点がある。

スポーツ振興基金を国に移管した場合、長期的な視点からの事業が実施できるよう特殊法人に基金を設置した長所が発揮しにくくなること。

国立スポーツ科学センターの国への移管は制度上は可能であるが、国の研究機関等が独立行政法人へ移行している状況から考えると行政改革の趣旨に逆行すること。

	<p>(2) 地方公共団体への移管 スポーツ振興のための助成、トップレベル選手の強化・育成、スポーツ医・科学研究や災害共済給付は全国的な視点から行う必要があり、地方公共団体での実施は困難である。さらに次のような問題点がある。 スポーツ振興投票、スポーツ振興基金は、国全体としてのスポーツ振興を図る目的のものであり、全国規模のスポーツ団体等に対し公平に配分を行うことが必須の要件である。さらに、スポーツ振興投票は、国庫への納付規定があり、国の財源確保の一助となっていること。 災害共済給付は、国、学校の設置者及び保護者がそれぞれ負担するという3者による互助共済制度的なものであることから全国一律の基準で低廉な掛金で高水準の給付が可能となっているが、地方公共団体への移管は、全国一律の事務を義務的に地方に負わせることとなり、また、地方の任意とすれば、全国一律の基準で実施することが困難となること。 などから、引き続き日本体育・学校健康センターで実施していくことが必要である。</p>
民営化の可否	<p>&lt;民営化できない理由&gt; 日本体育・学校健康センターの行っている諸事業は、スポーツの振興のための活動に対する助成、競技力向上のための研究及び児童生徒等の学校管理下の災害に対する共済給付など、極めて公共性の高い事業であって、公的規制が必須の事業や独立採算を行うことが困難な事業があり、独立採算を原則とする特殊会社や国からの出資が制度上及び実体上なく国の関与が最小限であることが求められている民間法人の形態や完全民営化にはなじまない。 なお、個々の事業についての問題点としては、次のとおりである。</p> <p>(1) スポーツ振興投票は刑法の違法性を特別に阻却されている制度であることや国民が支出した多額の資金を扱うこと等から、運営の公正性・透明性を確保するため公的な規制の対象となる者が実施することが必須のものであって、そもそも私人の自由意志による民間が行うことは困難であること。 また、類似の事業はすべて地方公共団体又は特殊法人が実施主体である。</p> <p>(2) スポーツ振興基金においても国からの出資金及び民間からの出せん金約300億円の基金の運用にあたっては、公的資金の取扱いを適正に行うにあたり、助成先の決定など運営の公正性・透明性を確保するための国の監督等が必要であるとともに、現在の出せん金を民間へ移管することについて寄付者の同意を得ることが困難であること。</p> <p>(3) 国立スポーツ科学センターは、その実験・実証の場として一体的な運営を行うこととしている国立競技場とともに、研究施設という性格上、利益を生み出す施設ではないこと。 ただし、国立競技場の運営については、国立スポーツ科学センターとの一体的な利用の確保、現在の職員の雇用対策などの諸条件が整えば、特殊専門的な分野等を除き、民間委託化を検討する。</p> <p>(4) 災害共済給付については、国、学校の設置者及び保護者による互助共済制度的なもので高い公益性を有しており、法令上明確に内容及び実施基準を定めて実施する必要があること。 など日本体育・学校健康センターが行っている事業については、その性格から民営化にはなじまない。</p>

廃止の可否

< 1 . 事業を純粹に廃止できない理由 >

海洋科学技術センターの有する深海域を調査する探査システムのうち、水深 2000 m まで潜航可能な有人潜水調査船「しんかい 2000」及び水深 3300 m まで潜航可能な「ドルフィン 3 K」を用いた深海調査業務を平成 14 年度末をもって廃止。それ以外の事業の廃止は、次のような理由により困難。

海洋科学技術センターは、海洋調査研究、海洋技術開発等の海洋科学技術に関する総合的な試験研究を行う我が国の中核的な研究所である。

海洋科学技術センターの事業は、総合科学技術会議や文部科学省の科学技術・学術審議会など国が定める方針や計画の実施に不可欠であり、廃止することはできない。特に、科学技術基本計画における環境科学技術分野の推進のためには、地球規模の観測や共通基盤技術開発が重要であるとされており、今後、海洋科学技術センターの役割は一層重要となる。

個々の事業の必要性は以下の通り。

- (1) 海洋調査研究は、人類の知的資産の拡充に貢献することに加え、地球規模の海洋・地球の変動現象の観測に基づき、その変動の予測を行うことで自然災害による被害の未然防止、農業生産や水資源管理、さらには産業における設備計画など、社会に貢献するものであり、我が国として一層精力的に進めていく必要のある事業である。
- (2) 海洋調査研究を行うために不可欠な海洋技術開発については、これまで深海域を中心に活動領域の拡大を図ってきたところであるが、今後、氷海域、荒天海域、海底火山などの危険域、地殻やマントルなどの海底下の観測・研究を進めるために引き続き実施する必要のある事業である。

< 2 . 事業を他の運営主体に移管できない理由 >

(1) 国又は地方公共団体への移管

国が海洋科学技術センターの事業を実施するためには、現在、海洋科学技術センターが要している体制を確保することが必要であり、行政組織の肥大化を招くことになるため、行革の趣旨に逆行する。また、海洋科学技術センターが推進している事業は、地球規模の海洋と地球を観測しており、限られた海域を対象とした事業を行う地方公共団体で行うことは困難。

(2) 民間企業への移管

海洋科学技術センターは、海洋調査研究、海洋技術開発等の海洋科学技術に関する総合的な試験研究を行う我が国の中核的な研究所である。特に有人潜水調査船「しんかい 6500」、無人探査機「かいこう」、大型海洋調査船「みらい」などのような世界でも一流の施設・設備を開発・運用しているのは、我が国では海洋科学技術センターのみであり、他の機関が海洋センターと同水準の研究機関となるためには、長期の期間と莫大なコストがかかると考えられる。

(民間企業で実施できない理由については、民営化の可否の欄も参照。)

民営化の可否

民営化を考える際には、以下のような条件を検討する必要がある。

採算性

海洋科学技術センターが推進している事業は、人類の知的資産の拡充に貢献することに加え、地球規模の海洋と地球の変動現象を観測して把握し、その変動の予測を行うことにより社会に貢献するものであり、公共性が高く、その事業の遂行から収益が生まれるものではない。このため、事業費や運営経費等の経常費について国の財政的支援が不可欠。

国の政策との整合性

我が国における海洋科学技術・環境科学技術の推進は、旧総理府に設置された海洋開発審議会（当時）や文部科学省の科学技術・学術審議会、総合科学技術会議など国が定める方針や計画に基づき行われており、海洋科学技術センターの実施する事業と、国の政策との整合性が確保されることが不可欠。

国際協力

海外の代表的な海洋研究開発機関と対等な関係をもって業務を行うためには、相手方機関から信頼を得られるに足る我が国を代表する公的機関がこれに当たる必要がある。現在、海洋科学技術センターにおいては、深海地球ドリリング計画のための掘削船を建造しているところであり、これをもって我が国は、統合国際深海掘削計画（IODP）に中心的な立場で参加する予定である。掘削船の運航は海洋科学技術センターが中心的に行う予定であり、我が国を代表する公的機関としての性格が不可欠。

また、諸外国の排他的経済水域において海洋の調査・観測を行う場合は当該国から承認を受けることが必要であるが、公的機関の科学目的による調査・観測に対しては、多くの国々は容易に許可するものの、水産や鉱物、エネルギー資源の確保という観点から営利を目的としている民間法人が許可を得ることは容易でない。地球規模の海洋・地球の変動現象の研究のためには多くの国の排他的経済水域内での調査・観測が不可欠であり、海洋科学技術センターは公的機関として中立性・公正性を持って活動することが必要。

国として必要とされる海洋調査への協力

国として緊急の対応が必要な海洋調査や、特殊な技術や専門的知見が必要であり民間では困難な海洋調査がある。これまで海洋科学技術センターは、「ナホトカ号」や学童疎開船「対馬丸」などの探査や、「えひめ丸」沈没地点調査などの特殊な調査を行ってきたが、これらの調査は本来国が主体的に実施すべきものである。海洋科学技術センターは国からの指示を受けてこれらの調査を行ったものであり、今後もこのような調査が必要となることが想定されるが、その際には、緊急に対応できるよう、高度な技術や知見を有し、かつ公的機関としての性格をもつことが不可欠。

以上の条件に照らし、行革事務局から示された民営化3類型について検討すると以下のとおりであり、民営化は困難である。

1 特殊会社化

上述の の条件を満たすことは、独立採算性を原則とする通常の特設会社の形態では困難。

の条件については、これまで中立性・公正性を有する公的機関ゆえに協力してきた諸外国との関係から、特殊会社での対応は困難。

2 民間法人化

「国又はこれに準ずるものの出資が制度上及び実態上ない」などの民間法人の定義に対応する の条件を満たすこと、かつ ~ の条件を満たすことは不可能であり、民間法人化は困難。

3 完全民営化

~ の条件を満たすことは不可能であり、完全民営化は困難。

廃止の可否	<p>&lt; 事業を純粹に廃止できない理由・他の運営主体に移管できない理由 &gt;</p> <p>公立学校共済組合は、公立学校等の教職員に対する短期給付（医療給付）長期給付（年金給付）等の事業を行うものであり、民間における健康保険や厚生年金と同様に社会保障制度の一環をなしており、公立学校共済組合は保険者として役割を担うとともに、職務の能率的運営に資するという観点から、地方公務員制度としても位置づけられている。</p> <p>また、その財源は組合員の掛金と地方公共団体の負担金により賄われていることから、独立した法人格を有した共済組合が双方の参画のもとに運営している。</p> <p>したがって、共済組合を廃止することやこれらの事業を他の運営主体に移管することは適当でない。</p>
民営化の可否	<p>&lt; 民営化できない理由 &gt;</p> <p>公立学校共済組合は、公立学校等の教職員に対する短期給付（医療給付）長期給付（年金給付）等の事業を行うものであり、民間における健康保険や厚生年金と同様に社会保障制度の一環をなしており、公立学校共済組合は保険者として役割を担うとともに、職務の能率的運営に資するという観点から、地方公務員制度としても位置づけられているので、民営化することは適当でない。</p>